

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム草の家
入居契約書

(利用者氏名)

社会福祉法人足柄福社会

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム草の家
入居契約書

利 用 者

身 元 保 証 人

施 設 名 称 特別養護老人ホーム草の家

施 設 所 在 地 郵便番号 250-0101
神奈川県南足柄市班目460番地

利用開始年月日 令和 年 月 日

施設利用者（以下、「利用者」といいます。）及び身元保証人と社会福祉法人 足柄福祉会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う介護老人福祉サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者に対し、介護老人福祉サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する所定の料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出が無い場合、かつ利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護度3～要介護度5）と認定された場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- ① 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- ② 要介護認定有効期間内に1回、もしくは利用者の状態に応じて施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合、又は利用者及びその家族の要請があった場合には、施設介護の趣旨に反しない範囲で、希望に沿えるように同計画を変更することができます。

- ③ 施設サービス計画の作成及び変更に際しては、利用者に対して書面でその内容を説明し確認するものとします。

第4条（介護老人福祉施設サービスの内容）

事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態に応じて、適切なサービスを提供します。

2 利用者が利用できるサービスの種類

事業者は下記に定めた内容について利用者及び家族に説明致します

① 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・身体状況に合わせた浴槽を利用する事ができます。
- ・同性介助に配慮しています。

② 排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

- ・施設の生活介護の中で利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または其の減退を防止するための訓練を行います。

④ 健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑤ その他自立への支援

- ・アクティビティ・クラブ活動にて楽しみのある生活の支援します。
- ・状態に合わせて着替えの支援を行い、リズム感のある1日を過ごせるよう支援します。
- ・整髪、整容口腔ケア等身だしなみについて快適な日々を過ごせるよう支援します。
- ・公衆電話を1階フロアに設置、また郵便物は玄関ポストにて投函できます。

- 3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

第5条（要介護認定の申請に係る援助）

事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を代わって行います。（代行申請）

第6条（サービス提供の記録）

事業者は、介護老人福祉サービスの提供に関する記録を作成する事とし、

これをこの契約終了後5年間保管します。

2 利用者は、相談員に申し出て前項の記録の閲覧を求めることができます。

第7条（サービス利用料金の支払い）

利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け（別紙）利用料金表に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス料金の1割）を事業者を支払うものとします。ただし、法定代理受領サービスに該当しない場合には、サービス利用料金をいったん事業者を支払うものとします。

（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻しされます。）

2 事業者は、当月利用料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に通知します。

3 利用者は、当月利用料金の合計額を翌月20日までに支払います。

4 前項の他、利用者は居住費と食費、日常生活上必要となる諸費用実費（オムツは除く）を事業者を支払います。

5 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、領収書を発行します。

第8条（契約の終了）

利用者は、事業者に対して（7日間の予告期間において）文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

2 事業者は、次の事由に該当した場合、利用者に対して7日間の予告期間において、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヵ月以上遅延し料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合

② 利用者が病院または診療所に入院し明らかに3ヵ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヵ月経過しても退院できないことが明らかになった場合

③ 利用者が事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難い背信行為を行った場合

④ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合

3 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合、この契約は終了します。

4 利用者が要介護認定の更新で要介護1または要介護2と認定を受け、なおかつ特例入居に該当しないと判定された場合、この契約は終了します。

5 要介護1または要介護2の利用者が、特例入居の要件に該当しなくなった場合、この契約は終了します。

6 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が他の介護保険施設に入居した場合

② 利用者が死亡した場合

※ 4、5については平成27年3月31日までに入居された利用者には適用しません。

第9条（契約の終了に伴う援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退居する際には、利用者及びその家族の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

第10条（利用者の入院に係る取扱い）

利用者が病院又は診療所に入院した場合、6日以内に退院すれば、退院後も再び当施設に入居できるものとします。

- 2 前項における入院期間中において利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者を支払うものとします。
- 3 第8条第2項の②に定める入院を除き、利用者が7日以上3ヵ月以内の入院をした場合には、その間の契約は継続しているものとして取り扱い、退院後も再び当施設に入居することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合、また、退院時に施設の受入れ準備が整っていない場合には、併設されている短期入所生活介護（ショートステイ）の居室等ご利用いただく場合があります。

第11条（身元保証人）

利用者は、神奈川県内又はその周辺（近県を含む）に居住する身元保証人1名を定めるものとします。身元保証人は、この契約に基づく利用者の施設に対する債務について、利用者と連帯して履行の責を負うとともに、次に定める事項について必要な行為をします。

- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合の入院申し込み手続き
- ② 契約解除の通告が、利用者の不正、偽りの行為によって入居した為であるとき
- ③ 利用者の身柄の引き取り又は転居先の確保
- ④ 利用者が死亡されたとき、ご遺体の引き取り、遺留金品等の処理に関する手続き。
- ⑤ 前号の他、利用者の身上に関する必要な措置

第12条（身元保証人の変更）

利用者は、身元保証人が死亡もしくはその資格を喪失したときは、その旨を直ちに事業者へ通知し、新たに身元保証人を立てます。

第13条（身元保証人のいない場合）

事業者は、利用者において第11条及び第12条に規定する身元保証人を立てがたい真にやむを得ない特別の事情があると認められるときは、身元保証人を立てないことを承認することができます。

- 2 利用者は、前項により身元保証人を立てることができない場合、次に定める事項について、事業者の措置に従う旨の書面を別途取り交わします。
 - ① この契約に基づく利用者の施設に対する債務履行の確保に必要な措置

- ② 疾病等により医療機関に入院を要する場合の承諾及び医療機関の選定並びに入院等の確保に必要な措置
- ③ 養護老人ホーム等の他の施設に転移が必要になった場合の転移先の選択その他転移に必要な措置
- ④ 死亡した場合における葬儀、遺骨の埋葬、遺留金品に関する措置
- ⑤ 前各号の他、この契約の履行に係わる利用者の身上に関する措置

第14条（秘密保持）

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に洩らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅支援事業者等に対し個人情報を提供しません。

第15条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第16条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

第17条（相談、苦情等対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第18条（本契約に定めのない事項）

利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

